

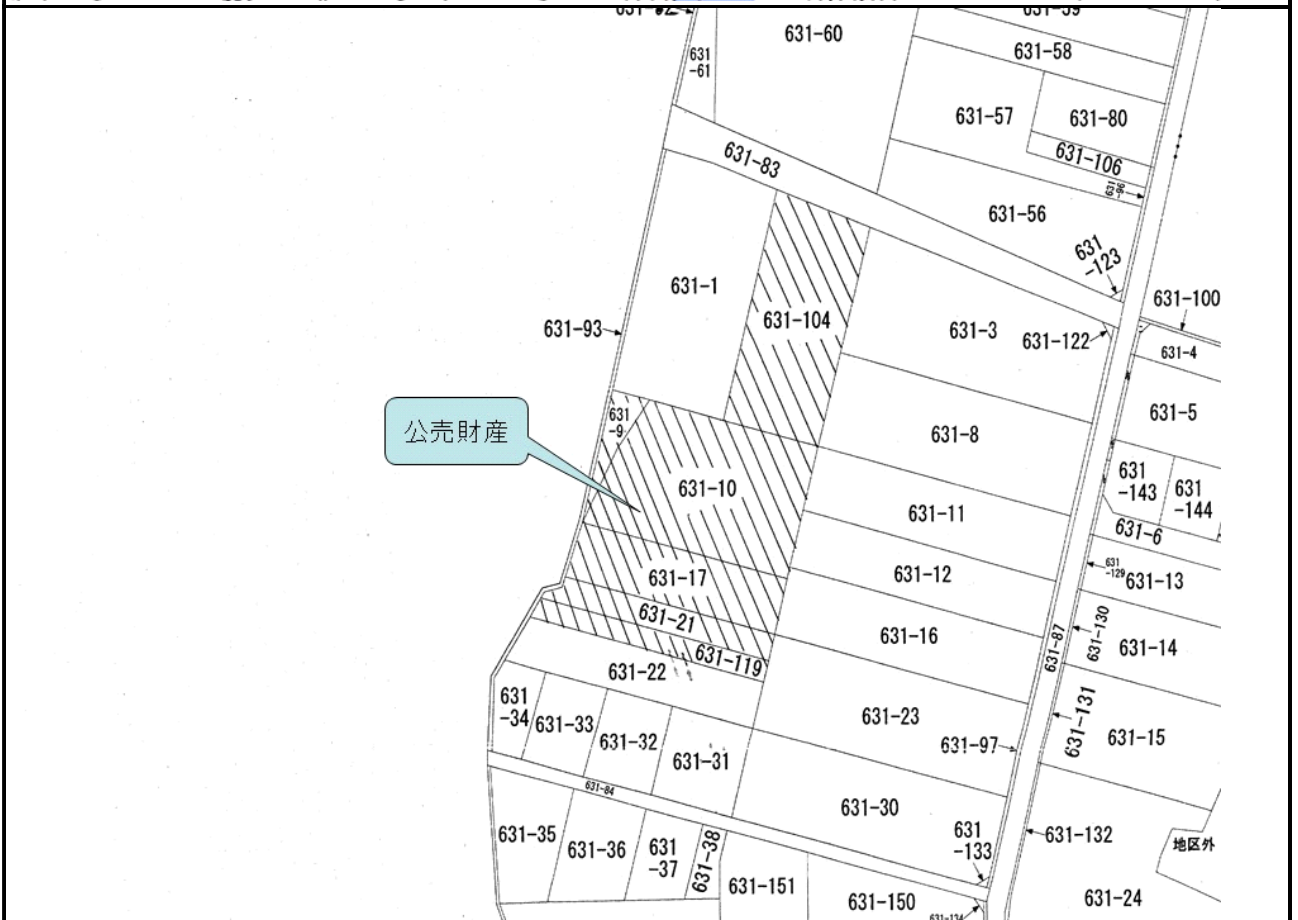
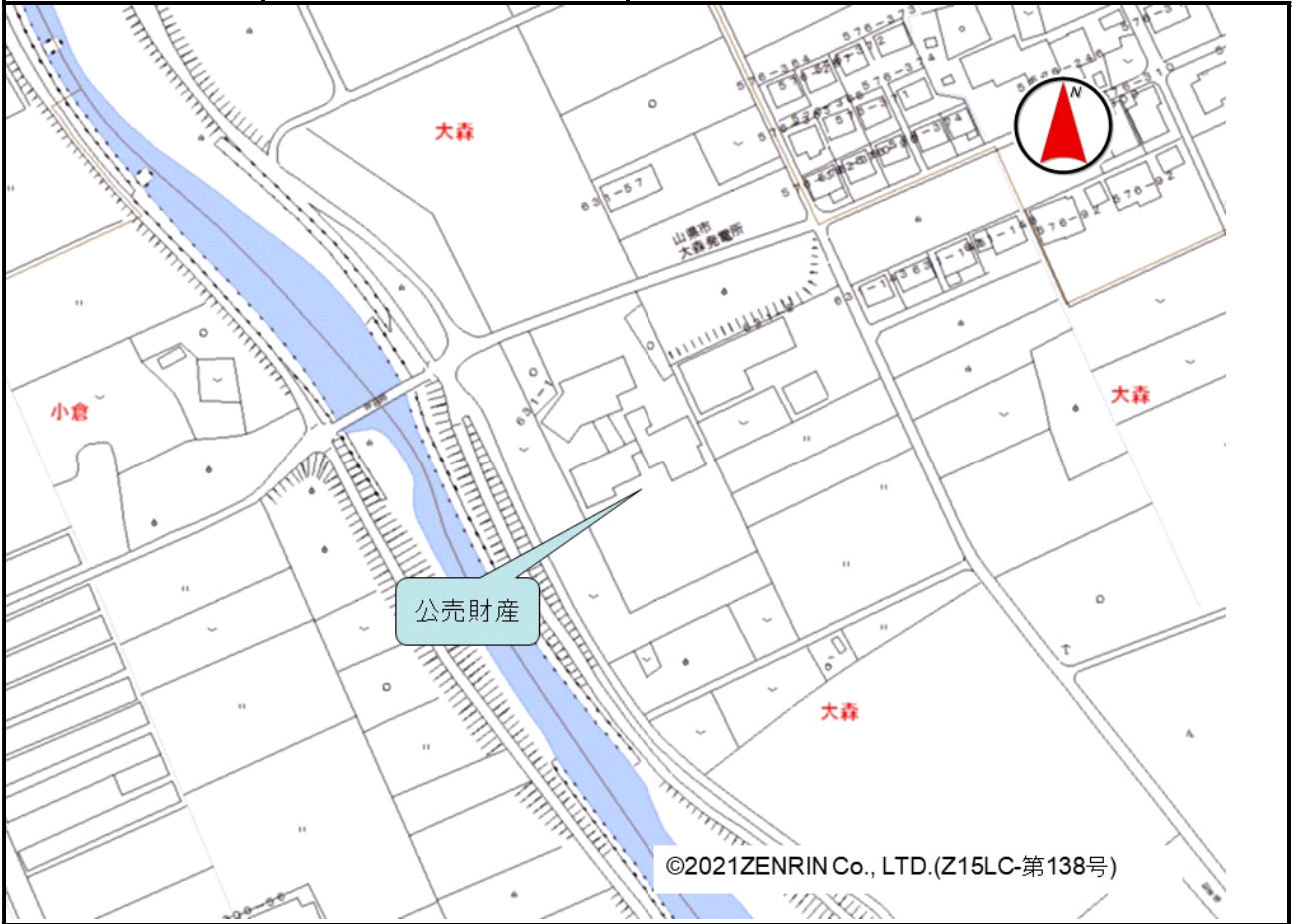
売却区分番号	902-5		
見積価額	¥13,370,000	公売保証金	¥2,000,000
財産の表示	<p>1 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 631 番地 10、631 番地 104 家屋番号 631 番 10 の 1 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1 階 192.73 平方メートル 2 階 67.61 平方メートル</p> <p>2 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 631 番地 104 家屋番号 631 番 104 種類 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 44.71 平方メートル</p> <p>3 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 9 地目 宅地 地積 98.00 平方メートル</p> <p>4 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 10 地目 宅地 地積 1,041.00 平方メートル</p> <p>5 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 17 地目 田 地積 469 平方メートル</p> <p>6 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 21 地目 田 地積 238 平方メートル</p> <p>7 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 104 地目 宅地 地積 865.00 平方メートル</p> <p>8 所在 岐阜県山県市大字大森字北野 地番 631 番 119</p>		

売却区分番号	902-5		
見積価額	¥13,370,000	公売保証金	¥2,000,000
	地目 地積	田 207平方メートル	以上登記簿による表示
公法上の規制	都市計画区域外 砂防指定地 河川保全地域（伊自良川の官民境界より28メートル以内）		
接道状況	北側 幅員約6メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産1 昭和63年10月12日新築（登記による） ・公売財産2 昭和54年4月12日新築（登記による） ・公売財産1及び2は、公売財産所有者及び第三者が使用している。なお、使用権原は不明である。 ・公売財産3及び4は、第三者が所有する建物（家屋番号631番10の2、公売対象外）の敷地として、次の使用貸借契約に基づき、第三者が使用している。 <ul style="list-style-type: none"> 契約形態 書面 契約年月日 平成元年2月12日 契約期間 定めなし 内容 公売財産3及び4のうち、180平方メートルを無償で使用することを承諾 <p>（以上、令和5年10月11日現在）</p>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 ・公売財産1の西側部分は隣家（家屋番号631番10の2、公売対象外）と、公売財産2の西側部分は隣家（家屋番号631番1、公売対象外）と、それぞれ増築部分で接合されている。なお、令和5年10月10日現在、当該増築部分について、公売財産所有者は自身の所有であると申し立てている。 ・公売財産5、6及び8の登記地目は農地であるが、現況が非農地であるため「買受適格証明書」の提出又は呈示の必要はない。 		
住居表示等	岐阜県山県市大字大森字北野631番地10		
最寄駅等	JR（東海）東海道本線 岐阜駅 北西 約13.5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこと 		

売却区分番号	902-5		
見積価額	¥13,370,000	公売保証金	¥2,000,000
	<p>になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 		
陳述書等の提出について	<p>・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p> <p>暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</p> <p>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。</p> <p>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</p>		

売却区分番号

902-5



売却区分番号

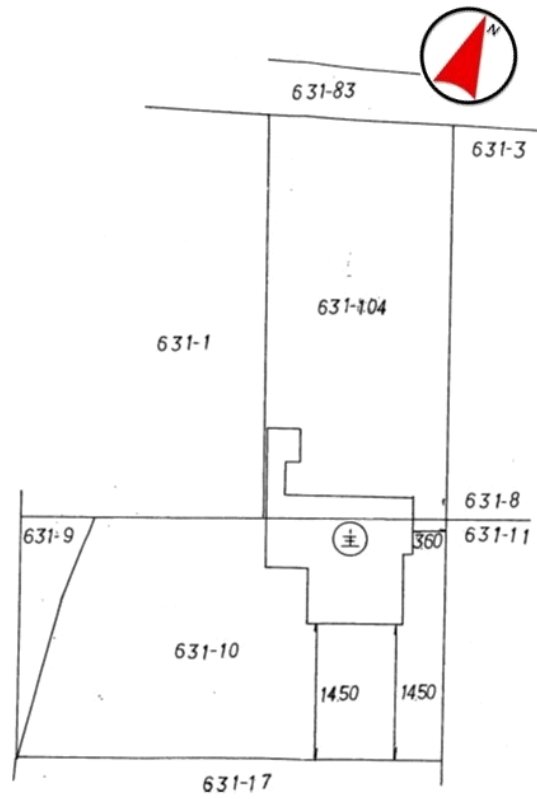
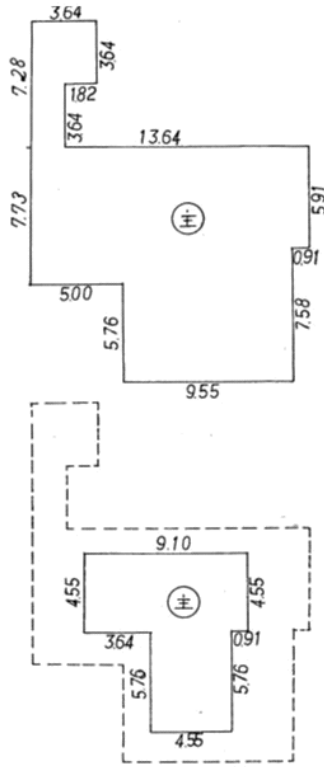
902-5

1 階

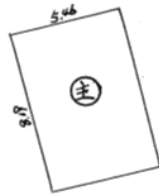
$3.64 \times 3.64 = 13.2496$
 $3.64 \times 1.82 = 6.6248$
 $7.73 \times 5.00 = 38.6500$
 $7.73 \times 9.55 = 73.8215$
 $5.76 \times 9.55 = 55.0080$
 $5.91 \times 0.91 = 5.3781$
 計 192.7320
 床面積 192.73㎡

2 階

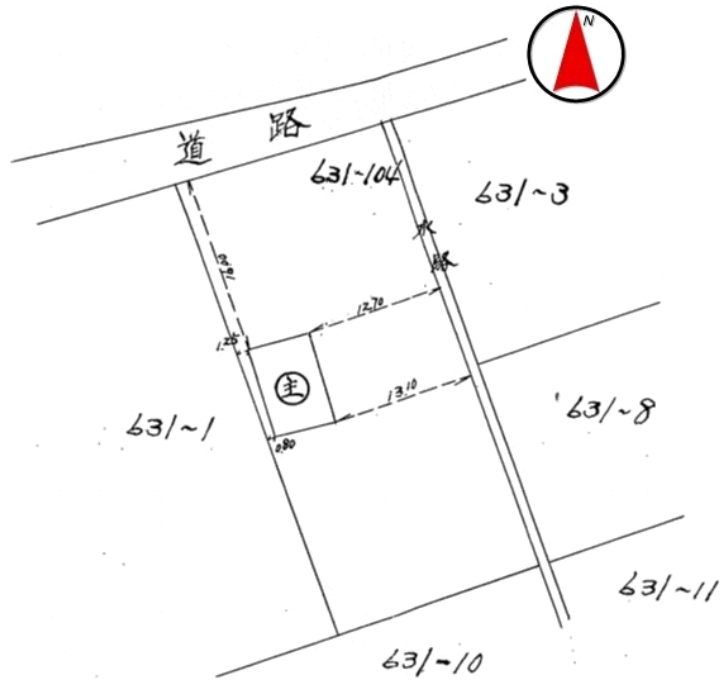
$4.55 \times 9.10 = 41.4050$
 $5.76 \times 4.55 = 26.2080$
 計 67.6130
 床面積 67.61㎡



公売財産 1



$8.18 \times 5.46 = 44.7174$
 床面積 44.71㎡



公売財産 2

売却区分番号

902-5

家屋番号631番10の2
(公売対象外)と接合



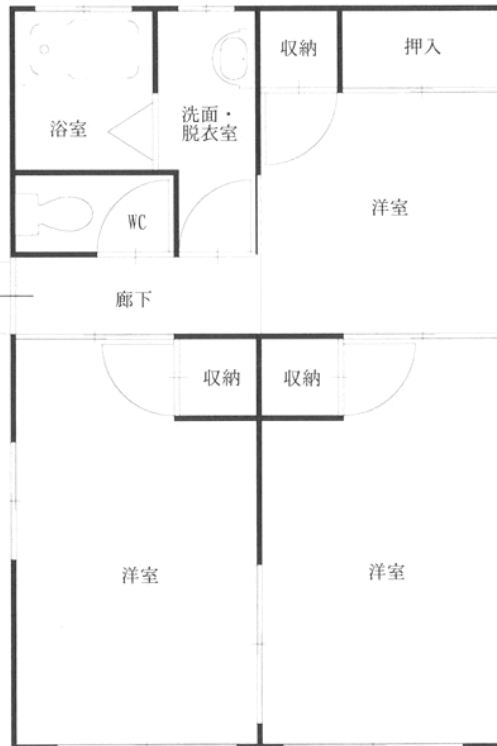
1階



2階

公売財産1

家屋番号631番1
(公売対象外)と接合



公売財産2

売却区分番号

902-5

